官民境界等先行調査成果の証明等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、草津市が実施した地籍調査の地域において、証明等の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(事務の範囲)

- 第2条 この要領で取扱う事務の範囲は、国土調査法(昭和26年法律180号)第2条第5項に規定する地籍調査のうち、国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知「都市再生地籍調査事業実施要領」(平成14年4月1日付け国土国第638号)第一①に規定する、官民及び官官境界の一部又は全部の筆界点の調査及び測量のみを実施する調査(以下「官民境界等先行調査」という。)のことをいう。
 - 2 証明する事務の範囲は、次の各号に規定するものとする。
 - (1) 道路法(昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号)の適用を受ける道路の用に供される土地と隣接する土地との境界
 - (2)草津市法定外公共物管理条例(平成17年3月31日条例第11号)に規定する 法定外公共物と隣接する土地との境界
 - (3) その他の所管する市有地と隣接する土地との境界

(官民境界等先行調査成果証明の交付)

第3条 申請者は、官民境界等先行調査成果証明書の交付を求めるときは、次の各号に掲げる書類が添付された官民境界等先行調査成果証明交付申請書(様式第1号)を市長へ提出するものとする。ただし、官民境界等先行調査については、国土調査法上、筆界線の確認にとどまり、民法上の和解協議として合意契約を行ったものではないため、官民境界等先行調査成果の証明申請を行うことで、本調査にて確認を行った筆界線にて民法上の合意契約をしたとみなし、証明書を交付するものとする。申請書の提出部数は正・副合わせて2部とする。ただし、国道及び県道と確認した箇所の証明書申請については3部とする。申請書には、申請人全員の記名(署名)実印鑑を押印するものとする。

申請に係る添付書類については次の各号によるものとする。

- (1)申請者が自然人である場合、印鑑登録証明書(共有地については共有者全員、 所有者が死亡している場合は相続人全員のものを添付する。)
 - ① 印鑑登録証明は提出日より起算して3ヶ月以内の発行のものとし、草津市 保管分は原本添付とし、申請者保管分にはその写しを添付するものとする。
 - ② 国道及び県道と確認した箇所の証明を求める場合、印鑑登録証明は提出日より起算して3ヶ月以内の発行のものとし、草津市保管分及び近畿地方整備局滋賀国道事務所および滋賀県南部土木事務所の保管分には原本添付と

- し、申請者保管分にはその写しを添付するものとする。
- ③ 印鑑登録証明書については、原本還付はしない。
- (2)申請者が会社法人である場合は、印鑑証明書のほか、代表者事項証明書又は 会社法人の登記事項証明書
 - ① 印鑑証明書及び代表者事項証明書又は会社法人の登記事項証明書について登記官の証明があるものとし、発行後3カ月以内のものとする。原本還付はしない。

(3)位置図

- ① 位置図の縮尺は1/1500から1/2500程度で、方位、周辺の建物、 地形等が明示されたもの。
- ② 申請地を黄色で着色し、申請個所を朱色で表示する。
- (4) 不動産登記法14条地図又は地図に準ずる図面
 - ① 不動産登記法14条地図又は地図に準ずる図面(以下「公図」という。)については登記官の証明があるものとし、発行後3カ月以内のものとする。
 - ② 申請地が字界付近に位置していること等により、申請地と申請地に隣接する土地の関係が、複数の地図又は公図によらなければ把握できない場合は、それぞれの図面又は公図それらを接合した合成公図(以下「合成公図」という)とする。
 - ③ 上記の合成公図には、作成年月日が記載され、作成者の記名押印がなされていること。
 - ④ 地図および公図、合成公図には申請地を黄色で着色し、申請個所を朱線で表示する。
- (5) 申請地の土地登記事項証明書
 - ① 土地登記事項証明書については、登記官の証明があるものとし、発行後3カ月以内のものとする。
 - ② 土地登記事項証明書記載の土地所有者の住所と現住所と異なる場合は、住民票、戸籍の附票、住居表示変更証明、会社法人の登記事項証明書又は商業登記簿謄本で住所の沿革がわかる資料を添付すること。
 - ③ 申請地が信託財産の場合は、信託目録の記載ある土地全部事項証明書又は 信託原簿の写しを添付する。
 - ④ 原本とその写しの提出があった場合は、その写しを添付書類とし原本を還付できるものとする。
- (6) その他市長が必要と認めた書類
- 2 地図又は地図に準ずる図面(公図)と現況に相違がある場合及び筆界線確認時において書類の不備があった場合は、証明書の交付ができないものとする。ただし、官民境界等先行調査以後、公図訂正及び不備書類の提出があったときはこの限りではない。

- 3 官民境界等先行調査実施時に土地所有者の都合等により筆界について確認未了となった箇所においては、調査の成果の証明は行わない。また、隣接地が確認未了の箇所となった場合についても同様に、調査の成果の証明は行わない。
- 4 官民境界等先行調査確認未了箇所において、別に定める「草津市法定公共物等官民 確定事務要領」の規定に基づき、別途境界確定を実施する必要がある。
- 5 申請者は申請地の土地所有者とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ 該当各号に定めるところによるものとする。
 - (1)申請地の土地所有者が自然人であれば自然人から、法人の場合はその法人の代表者とする。ただし、法人が破産及び解散等しているときは、以下の通りである。
 - ① 申請人は破産管財人及び代表清算人とする。
 - ② 申請人が破産管財人である場合、破産管財人であることの証明および印鑑証明書を添付すること。印鑑証明書は破産管財人の印鑑として裁判所に届出したものとする。
 - ③ 申請地の土地所有者が清算しているときは、会社法人の登記事項証明書又は 商業登記簿謄本および印鑑証明書を添付すること。
 - ④ 上記の印鑑証明書及び会社法人の登記事項証明書は、原本還付しない。
 - (2) 申請地の土地所有者が共有の場合は、共有者全員とする。
 - ① 土地所有者が共有名義である場合は、共有者全員の印鑑登録証明書を添付することとする。
 - ② 共有者全員の印鑑証明登録書は、原本還付はしない。
 - (3)土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とし、相続人全員の印鑑登録証明書を添付することとする。
 - ① 申請地の土地所有者が死亡しており相続人から申請する場合、相続証明書 (遺産分割協議書、公正証書遺言書、家庭裁判所の検認済み自筆遺言書等)及 び相続関係説明図を添付のうえ、「原本に相違ありません。」を記載の上、申請 書に押印した人がそのコピーに署名または記名押印(2枚目以上になるとき は、各用紙のつづり目ごとに契印(割印))したのも添付して、原本と一緒に 提出することで原本還付することができる。
 - (4)申請地の土地所有者が制限行為能力者(未成年、成年後見人、保佐人、補助人、 未成年後見人)であり法定代理人が代理申請する場合、申請書に法定代理人であ ることを証する書面(登記されていることの証明等)を添付し、申請書に土地所 有者を記名の上、法定代理人が併記押印して申請する。
 - (5)土地所有者が邦人で、外国に在住している場合は、次の各号に規定する証明書を添付するものとする。
 - ① 住所についての証明として、在外公館の在留証明書又は日本国の在外公館が存在しない地域にあっては、その地域を支配する権限ある官公署からの証明書。

- ② 印鑑登録証明書を添付できない場合、日本の印鑑登録証明書にかわるものとして、自署及び拇印に相違ない旨の証明書。
- (6)土地所有者が外国人である場合で、日本国外に居住する外国人は、各国官公署 の証明した居住及び署名証明書。
 - ① 申請地の土地所有者が外国人である場合、日本に在住している場合、住民票 登録をしている場合は住民票の写し、いずれかの登録をされている場合はそ の登録カードの写し(裏表両面)及び印鑑登録証明書を添付すること。
 - (ア) 在留カード
 - (イ) 住民基本台帳カード
 - (ウ) 特別永住者証明書
 - ② 印鑑登録証明書を添付できない場合、印鑑登録書にかわるものとして、署名 証明書となるものを添付するものとする。
- (7) 外国語で作成された添付書類の翻訳について、外国語で作成された書面を添付する場合は、その全てについて日本語の訳文も併せて添付するものとする。
- (8) 土地所有者本人に代わり資格者代理人(戸籍法第10条の2第3項に挙げる者)から申請を行う場合は、委任状及び資格者であることの証明書の写しまたは職印証明書を添付すること。職印証明書は原本還付することができる。その場合は、謄写したものに原本に間違いない旨を記載した上で添付する。原本還付するものとする。
- (9)土地所有者から委任を受けた者が、土地所有者に代わって申請を行うときは、 その受託者が申請書に委任状を添付のうえ委任状記載の事務を行うことができ る。ただし、この場合の委任状は土地所有者及び申請代理人の実印を押印し、印 鑑証明書を添付したものでなければならない。
- (10) 申請地が信託財産の場合は、信託原簿の写しを添付した上で、委託者及び受託 者両者の連名申請とする。
- (11) 申請地に、所有権移転仮登記の記載がある場合は、権利者の同意を求めるものとする。
- (12) 公共事業施行のため官民境界等先行調査成果証明書を必要とする場合は、前各号の規定にかかわらず、施行主体の官公署が申請者となることができるものとする。ただし、本市が施行主体となる場合は、その公共事業を担当する所属長が申請者となることができるものとする。
- (13) 申請地が、公図に筆界の表示がない(以下「プラス表示」という。)場合は、 プラス表示全ての土地所有者とする。なお、プラス表示全ての土地所有者からの 申請が困難である場合は、申請書提出までに公図訂正を行う。
- 8 市長は、第1項規定の申請書を受理したときは、電磁的記録で保存された成果データを紙に出力した官民境界等先行調査成果証明書(様式第2号)を申請者に交付する

ものとする。

9 証明書の交付手数料については、草津市手数料条例(昭和53年3月30日条例第4号)の規定によるものとする。

(官民境界等先行調査成果資料の交付)

- 第4条 申請者は、官民境界等先行調査成果を閲覧し、写しの交付を求めるときは、市 政情報公開請求書(草津市公開条例様式第1号)を市長へ提出するものとする。
 - 2 市長は、前項規定の申請書を受理したときは、電磁的記録で保存された成果データを紙に出力した資料を申請者に交付するものとする。
 - 3 交付する資料は、草津市情報公開条例第7条(平成16年12月27日条例第21号)各号に掲げる情報に該当するものを削除したものとする。
 - 4 官民境界等先行調査成果資料は登記等に使用することはできない。

(その他)

第5条 この規定に定めるもののほか、市長が別途必要とする地籍調査成果の証明等に 関する事項は、別に定めるものとする。

附則 本要領は、平成31年4月1日から施行する。